

特定非営利活動促進法等改正のポイント

(R1.12.2追加修正)

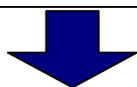
1.平成29年4月1日よりNPO法人の事務処理、手続きの取り扱いが変更となる事項

(1) 事業報告書等、役員報酬規程等の備置期間が延長されます。

・平成29年4月1日以降に開始される事業期間のものから対象になります。

事業報告書(全NPO法人が対象)や役員報酬規程等(認定(仮認定)NPO法人が対象)を、これまでは法人の主たる事務所及び所轄庁に3年間備え置き、閲覧に供さなければなりませんでしたが、法改正後は5年間に延長されます。

【現行】備え置き及び閲覧の期間 3年間



【改正後】備え置き及び閲覧の期間 5年間

- ・平成29年3月31日以前に開始された事業期間のものは従来どおり3年間備置が必要で
- ・平成29年4月1日以降に開始する事業期間のものから5年間備置が必要になります。

(例)

事業期間	取扱い
H28.4.1 ~ H29.3.31	従来どおり(3年間)
H28.10.1 ~ H29.9.30	従来どおり(3年間)
H29.4.1 ~ H30.3.31	5年間

(2) 認定NPO法人等の海外送金等に関する書類の事前届出の廃止(旧法第54条第4関係)

・平成29年4月2日以降に開始される事業期間のものから対象になります。

認定(仮認定)NPO法人は、これまでは200万円を超える額を海外への送金や持ち出しを行う場合には、所轄庁へ事前の届出を行う必要がありました。また、200万円以下の額の海外への送金や持ち出しを行った場合も事業年度終了後に役員報酬規程書等の提出に併せ所轄庁へ報告する必要がありました。

法改正後は、200万円を超える額を海外への送金や持ち出しを行なう場合の事前届出が廃止され、金額にかかわらず事業年度終了後の役員報酬規定書等の提出と併せて事後報告に一本化されます。

【現行】200万円を超える額の海外への送金や持ち出し 事前届出
200万円以下の額の海外への送金や持ち出し 事業年度終了後に報告



【改正後】 海外への送金や持ち出し 事業年度終了後に報告

- ・平成29年4月1日を事業期間に含むものは従来どおり事前届が必要です。
- ・平成29年4月2日以降に開始される事業期間のもの(平成29年4月1日を事業期間に含まないもの)は事前届出不要です。

(例)

事業期間	取扱い
H28.4.1～H29.3.31	従来どおり(200万円以上は事前届出、200万円未満は事後報告)
H28.5.1～H29.4.30	従来どおり(200万円以上は事前届出、200万円未満は事後報告)
H29.4.1～H30.3.31	従来どおり(200万円以上は事前届出、200万円未満は事後報告)
H29.5.1～H30.4.30	事前届出不要(すべて事後報告)

2.NPO法人制度の変更

(1)「仮認定特定非営利活動法人」の名称が変更されます。

- ・平成29年4月1日から変更されます。

これまでの「仮認定」という名称から、法改正後は「特例認定」に名称変更されます。

【現 行】仮認定特定非営利活動法人



【改正後】特例認定特定非営利活動法人

- ・平成29年4月1日以降に申請されるものから対象となります。認定基準は従来どおりです。
- ・既に仮認定を受けているNPO法人、または仮認定申請中のNPO法人は、そのまま特例認定に読み替えます。

(2) 認証申請時の添付書類の縦覧期間が短縮されます。 (法第10条第2項等関係)

- ・平成29年4月1日以降に申請受理されたものから対象になります。

これまでは、NPO法人の設立または定款変更の認証申請があった場合は、所轄庁においてその旨を県公報等で公告するとともに、申請時の添付書類を申請受理後2ヶ月間縦覧に供しなければなりませんでした。

また、申請書類の補正(軽微なものに限る)は申請受理後1ヶ月以内に限り補正可能でした。

法改正は、関係書類の縦覧期間が2ヶ月から1ヶ月に短縮されるとともに、所轄庁が行う公告について、インターネットによる公表に代えることが可能になります。

また、併せて請書類の補正期間が、申請受理後1ヶ月以内から2週間以内に短縮されます。これにより、これまでよりも短期間で認証を得ることできるようになります。

【現 行】申請時の添付書類の縦覧期間	申請受理後 2 ヶ月間
縦覧にかかる周知	県公報による公告
申請書類の補正期間	申請後 1 ヶ月以内



【改正後】申請時の添付書類の縦覧期間	申請受理後 1 ヶ月間
縦覧にかかる周知	県公報による公告又は県ホームページでの公表
申請書類の補正期間	申請後 2 週間以内

- ・平成 29 年 4 月 1 日以降に申請受理されたものから対象になります。
- ・平成 29 年 3 月 31 日までに申請受理されたものは、現行どおりの取り扱いになりますので、平成 29 年 4 月 1 日以降に申請受理されたものよりも、認証日が後れる場合があります。

(3) 内閣府ポータルサイトにおける情報提供の拡大

内閣府NPO法人ポータルサイトへ、NPO法人自身で事業報告書等の掲載を行うことが可能となりました。所轄庁やNPO法人は当ポータルサイトを活用し、積極的な情報公開に努めることとされています。

当ポータルサイトの利用には内閣府へ申請しIDやパスワードを取得する必要があります。ご利用については下記URLを参照下さい。

<https://www.npo-homepage.go.jp/news/160901news-npo-info>

3. 今後変更が予定されている事項

(1) 貸借対照表の公告が必要になります。(新法第28条の2関係)

・平成 29 年 4 月 1 日を含む事業期間のものが対象になります。ただし、公告は別途政令で定める日までに行うこととなります。

(「別途政令で定める日」は現在未決定です。決定次第別途お知らせします。)

組合等登記令により NPO 法人は、毎年度の決算で「資産の総額」に変更が生じた場合は、事業年度終了後 2 ヶ月以内に「資産の総額」の変更登記を行わなければなりません。

法改正後は、毎年度の決算後に貸借対照表をNPO法人自身が公告することが義務付けられ、「資産総額」の変更登記が不要になります。

ただし、貸借対照表の公告に係る規定の施行日は平成 29 年 4 月 1 日ではなく、「別途政令で定める日」となります。それまでは事業年度終了後 2 ヶ月以内()に「資産総額」の変更登記を行う必要があります。

組合等登記令の改正により、平成 28 年 4 月 1 日以降に開始される事業年度のもの、事業年度終了後 3 ヶ月以内。

【現 行】資産の総額の変更 組合等登記令の規定により登記



【改正後】資産の総額の変更 組合等登記令の改正により登記不要
代わって貸借対照表の公告を行う

(注) 以下は貸借対照表の公告に係る規定の施行日を平成 30 年 10 月 1 日と仮定した場合です。

- 平成 29 年 3 月 31 日までに終了する事業期間のものは貸借対照表の公告は不要です。
従来どおり資産総額の変更登記を行う必要があります。
- 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの間に終了する事業期間のものは、貸借対照表の公告と資産総額の変更登記の両方が必要です。
ただし、貸借対照表の公告は、平成 30 年 9 月 30 日までに作成した貸借対照表のうち、直近のものを平成 30 年 10 月 1 日までに公告、又は平成 30 年 10 月 1 日以降に遅滞なく公告すればよいこととされています。
- 平成 30 年 10 月 1 日以降に終了する事業期間のものは事業期間終了後遅滞なく貸借対照表の公告を行う必要があります。資産総額の変更登記は必要ありません。

(例)

事業期間	取扱い
H28.4.1 ~ H29.3.31	従来どおり(資産総額登記が必要)
H28.10.1 ~ H29.9.30	公告(H30.10.1 までに公告)、資産総額登記の両方が必要
H29.4.1 ~ H30.3.31	公告(H30.10.1 までに公告)、資産総額登記の両方が必要
H29.10.1 ~ H30.9.30	公告(H30.10.1 までに公告)、資産総額登記の両方が必要
H30.4.1 ~ H31.3.31	公告(事業期間終了後遅滞なく公告)、資産総額登記不要

(留意事項)

- 貸借対照表の公告方法は、次の ~ の方法のいずれかを法人の定款に定める必要があります。公告の方法は、複数定めても構いませんが、その場合は定めた方法の中から選択するのではなく、すべての方法で公告しなければなりません。

官報に掲載する方法

日刊新聞紙に掲載する方法

電子公告(内閣府 NPO 法人ポータルサイト)を利用する方法を含む。)

法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法

複数の公告方法を定めている NPO 法人で、貸借対照表の公告方法を1つに限定したい場合や、通常の公告方法とは別の方法で貸借対照表の公告を行いたい場合は、次のように規定する方法もあります。(定款変更の変更届出事項になります。)

- (例1) 1. この法人の公告は、法人の主たる事務所の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行なう。
2. 前項の規定にかかわらず、貸借対照表の公告については、法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

- (例2) 1. この法人の公告は、法人の主たる事務所の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行なう。
2. 前項の規定にかかわらず、貸借対照表の公告については、 県において発行される 新聞に掲載して行う。

- (例3) 1. この法人の公告は、法人の主たる事務所の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行なう。
2. 前項の規定にかかわらず、貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

- (例4) 1. この法人の公告は、法人の主たる事務所の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行なう。
2. 前項の規定にかかわらず、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

不測の事態によりインターネットでの公告が行えない場合に備えて、別の方法を定める場合は、次のように記載して下さい。

- (例5) 1. この法人の公告は、法人の主たる事務所の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行なう。
2. 前項の規定にかかわらず、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、 県において発行される 新聞に掲載して行う。

- (例6) 1. この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、 県において発行される 新聞に掲載して行う。

- ・日刊新聞紙による公告の場合は、貸借対照表の「要旨」を公告することで構いません。
「要旨」とは、掲載金額を千円単位にしたり、全ての科目を掲載するのではなく、法人の活動内容、規模、財務状況等を考慮した上で、各項目を適切に区分してその合計額を掲載する方法です。
- ・「法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所」とは、利害関係者のみでなく広く市民が法人の主たる事務所において、容易に貸借対照表にアクセスできる状態を言います。
法人の掲示板や入り口付近に掲示するなど、マンションや民家の構造、アクセスの容易性などを踏まえて判断して下さい。
- ・インターネット等の電子公告の場合、公告の中断期間が発生しないよう注意して下さい。
また、内閣府等のポータルサイトに掲載する方法も可能です。
- ・公告の期間は、官報掲載、日刊新聞紙掲載の場合は、1度掲載することで公告となりますが、電子公告を選択する場合は、約5年間、継続して公告する必要があります。

・法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う場合は、1年間掲示しておかなければなりません。

・内閣府NPO法人ポータルサイトで公告できる内容は貸借対照表に限られます。すべての公告を当ポータルサイトで公告することはできません。

次のように、内閣府NPO法人ポータルサイトだけを定款で定めることはできません。

× 「1. この法人の公告は、内閣府ポータルサイトに掲載して行なう。」

・法人が解散する場合は、定款で定める公告方法に関わらず、必ず官報による公告を行わなければなりません。(特定非営利活動促進法第31条の10第4項)